

# 平成20年度都区財政調整 新規算定・算定改善等

## 1 議会総務費

項 目	説 明
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>区立施設定期点検調査費</b> (百万円)	<b>1 概 要</b> 特別区が所有もしくは管理する建築物及び建築設備において、劣化状況等の定期点検を実施する経費を新規に算定する。
改定後 4 6 2	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 3, 0 6 9 千円 (固定費) 1 5, 6 4 6 千円 (比例費)
改定前 0	
増△減 4 6 2	
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>文化振興事業費</b> (百万円)	<b>1 概 要</b> 芸術、文学、音楽等の文化振興事業に係る経費について新規に算定する。
改定後 1, 3 7 4	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 5 5, 0 0 0 千円 (比例費)
改定前 0	
増△減 1, 3 7 4	
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>法務管理費（顧問弁護士報酬）</b> (百万円)	<b>1 概 要</b> 法務管理費のうち、顧問弁護士の報酬について、算定内容を見直す。
改定後 5 6	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 6 3 7 千円 (固定費) 改定後 2, 4 2 4 千円 (固定費)
改定前 1 5	
増△減 4 1	
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>防災対策（防火防災協会助成）</b> (百万円)	<b>1 概 要</b> 防災対策について、防火防災協会への助成に係る経費を追加算定する。
改定後 7 2	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 2, 2 0 8 千円 (固定費) 改定後 3, 1 0 8 千円 (固定費)
改定前 5 1	
増△減 2 1	

## 1 議会総務費のつづき

項 目		説 明
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>外国人生活支援等事業費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 外国人生活相談・支援・調査及び日本語教室に係る経費について、新規に算定するとともに、現行の「国際交流推進事業費」と統合し、名称を「外国人生活支援等事業費」に変更する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前(国際交流推進事業費) 24,965千円(比例費) 改定後(外国人生活支援等事業費) 34,557千円(固定費)
改定後	795	
改定前	624	
増△減	171	
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>退職手当費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 退職手当について、一人当たり単価のモデルの見直し及び調整額制度の導入を行なう。 (改定前) 一人当たり単価 21,186千円 標準勤続年数 27年、退職時級号 5級 101号 (改定後) 一人当たり単価 23,371千円 標準勤続年数 30年、退職時級号 5級 91号 調整額 一人当たり 1018ポイント×440円=447,920円  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 741,510千円(固定費) 1,567,764千円(比例費) 改定後 817,972千円(固定費) 1,729,426千円(比例費)
改定後	62,093	
改定前	56,337	
増△減	5,756	
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>住民基本台帳ネットワークシステム運営費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 住民基本台帳ネットワークシステム運営費について、需要を適正に反映させるため、単位費用化する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 4,884千円  (注) 単価については、これまで同様毎年度通知される財団法人地方自治情報センターの通知に基づき改定し、固定比率についても、人口との相関に基づき毎年度変更するものとする。
改定後	117	
改定前	117	
増△減	0	
<b>【議会総務費／経常】</b> <b>震災予防対策(緊急地震通報システム経費)</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 地震を事前に察知し、災害の未然防止を図るため、緊急地震通報システム経費を新規算定する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 初期導入費 42,273千円(固定費) (平成20年度のみ) 91,927千円(比例費) 運用経費 2,268千円(固定費) 4,932千円(比例費)
改定後	3,445	
改定前	0	
増△減	3,445	

## 2 民生費

項 目		説 明
<b>【社会福祉費／経常】</b> <b>【児童福祉費／経常】</b> 都補助金振替 177 億円項目 の標準算定化 (百万円)		<b>1 概 要</b> 都の補助事業から区の自主事業に振り替えた事業について、標準算定化を図る。
改定後	21,996	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> (1) 障害者グループホーム等事業 132,515千円 (2) 保育室運営費助成 51,900千円 (3) 子ども家庭支援センター事業補助 23,949千円 (4) 「福祉保健基盤等区市町村包括補助事業」 のうち4事業(※参照) 35,405千円 (5) 乳幼児医療費助成事業補助 483,184千円 (6) 義務教育就学児医療費助成事業補助 199,611千円 (7) ひとり親家庭等医療費助成事業補助 102,353千円 (8) 認証保育所事業 347,130千円 (9) 家庭福祉員事業 70,157千円 (10) 区市町村障害者就労支援事業 (地域開拓促進コーディネータを除く) 17,406千円
改定前	0	
増△減	21,996	※ 4事業(延長保育事業・学童クラブ運営費補助事業・トワイライトステイ等事業・子育てひろば事業(A型))
<b>【児童福祉費／経常】</b> 学童保育事業費 (百万円)		<b>1 概 要</b> 学童保育事業費について、算定内容(障害児加算)を見直す。
改定後	631	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 14,646千円(比例費) 改定後 26,784千円(比例費)
改定前	345	
増△減	286	
<b>【児童福祉費／経常】</b> 認証保育所運営費等事業費 (百万円)		<b>1 概 要</b> 認証保育所運営費等事業費について、算定内容(対象規模)を見直す。
改定後	5,098	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 29,710千円(固定費) 143,855千円(比例費) 改定後 26,850千円(固定費) 189,065千円(比例費)
改定前	4,092	
増△減	1,006	

## 2 民生費のつづき及び衛生費

項 目		説 明
<b>【民生費・衛生費／経常】 医療制度改革の反映</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 国の医療制度改革に基づき、民生費及び衛生費における算定方法を以下のとおり見直す。
改定後	—	<b>2 算定内容</b> <b>(1) 民生費</b> ① 老人保健特別会計繰出金の算定廃止 ・20年度に限り、旧制度の1ヶ月分を算定する。 ② 後期高齢者医療給付費負担金の算定 ・20年度に限り、新制度の11ヶ月分を算定する。
改定前	—	
増△減	3, 130	
<b>民生費の影響額</b> (百万円)		<b>(2) 国民健康保険事業助成費</b> ① 75歳以上の後期高齢者である被保険者の脱退と、旧退職被保険者等の流入を反映 ② 前期高齢者財政調整の算定 ・前期高齢者数の多少による前期高齢者財政調整の差を補正する態容補正を新設する。 ・20年度限りの暫定措置として、前期高齢者交付金の交付額を調整する態容補正を行う。 ③ 老人保健拠出金の算定廃止 ・20年度に限り、旧制度の1ヶ月分を態容補正で加算する。 ・現行の3補正（密度、態容Ⅱ及びⅢ）を廃止する。 ④ 後期高齢者支援金の算定 ・20年度に限り、新制度の11ヶ月分を算定する。 ⑤ 保険財政共同安定化事業の算定
改定後	46, 201	
改定前	44, 280	
増△減	1, 920	
<b>国民健康保険事業助成費の影響額</b> (百万円)		
改定後	78, 314	<b>(3) 後期高齢者医療制度事業助成費（創設）</b> 75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度に係る特別区の一般会計繰出金について、新たに民生費の一部として以下のとおり算定する。 ① 基盤安定繰出金の算定 ・低所得者に係る保険料軽減対象者数及び旧被用者保険の被扶養者数の多少による基盤安定繰出金の差をそれぞれ補正するため、2種の態容補正を新設する。 ② 東京都後期高齢者医療広域連合への事務費拠出金の算定
改定前	78, 063	
増△減	251	
<b>後期高齢者医療制度事業助成費の影響額</b> (百万円)		<b>(4) 衛生費</b> ① 老人保健法に基づく基本健康診査の算定廃止 ② 健康度評価事業（ヘルスアセスメント）の算定廃止 ③ 健康増進法に基づく健康増進事業としての特定健診・特定保健指導の算定
改定後	6, 481	
改定前	0	
増△減	6, 481	
<b>衛生費の影響額</b> (百万円)		
改定後	876	
改定前	6, 398	
増△減	△5, 522	

### 3 衛生費

項 目		説 明
<b>【衛生費／経常】</b> <b>衛生総務費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 都が実施している夜間休日における保健衛生に関する案内及び連絡通報業務（実施場所：健康プラザ「ハイジア」）に係る委託経費については、衛生総務費の委託費（夜間休日案内所運営費）として算定している。 この経費について、毎年度都と各特別区が締結する業務委託契約額に変更する。ただし、当該契約は当該年度夏になされることから、算定にあたっては、前年度契約額を使用する。  <b>2 算定内容</b> 夜間休日案内所運営費 <標準区経費> 改定前 1, 364千円（固定費） 改定後 1, 296千円（固定費）
改定後	409	
改定前	411	
増△減	△2	
<b>【衛生費／経常】</b> <b>休日・準夜等診療事業費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 特別区の固定施設における、土曜準夜診療に係る医師会への委託経費及び休日調剤薬局事業に係る薬剤師会への委託経費について、新規に算定する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 土曜準夜診療事業 3, 243千円（固定費） 薬剤師会委託経費 3, 853千円（固定費）
改定後	2, 895	
改定前	2, 740	
増△減	155	
<b>【衛生費／経常】</b> <b>予防接種費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 国の「麻しん排除計画」をふまえ、平成20年度から5年間の時限措置で中学1年生及び高校3年生を対象とした定期予防接種を実施するため、算定の充実を図る。  <b>2 算定内容</b> 委託料（予防接種）の見直し。 <標準区経費> 改定前 151, 545千円（比例費） 改定後 190, 861千円（比例費）
改定後	4, 884	
改定前	3, 902	
増△減	982	
<b>【衛生費／経常】</b> <b>妊産婦健康診査費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 母子保健法に基づく妊産婦健康診査について、国通知をふまえ、算定上の診査委託回数を拡大する。  <b>2 算定内容</b> 医療機関等への診査委託回数を拡大する。 標準区 5回（改定前 前期・後期の2回） <標準区経費> 改定前 41, 979千円（比例費） 改定後 100, 210千円（比例費）
改定後	2, 750	
改定前	1, 295	
増△減	1, 455	

#### 4 清掃費

項 目		説 明
<b>【収集作業費／経常】</b> <b>【処理処分費／経常】</b> <b>特定財源（廃棄物処理手数料）の見直し</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 廃棄物処理手数料について、条例改正で単価改定を行うことを踏まえ、算定内容を見直す。  <b>2 算定内容</b> 収集作業費及び処理処分費にそれぞれ計上されている廃棄物処理手数料について収集運搬分2円/kg、処理処分分2円/kgの改定分を上乗せする。 改定後の標準区経費については、19年度標準区手数料収入（17年度実績により設定）を基に、各区及び清掃一組の16年度から18年度までの廃棄物処理手数料収入の決算額の増減率を反映したうえで、20年度の事業系ごみの量を推計し、これに改定後の単価を乗じて設定する。 <標準区経費> <b>【収集作業費】</b> 改定前 50,497千円（固定費） 267,095千円（比例費） 改定後 50,611千円（固定費） 267,697千円（比例費）  <b>【処理処分費】</b> 改定前 604,562千円（比例費） 改定後 682,527千円（比例費） <条例改正に伴う単価改定(H20.4.1)> <b>【改定前】</b> <b>【改定後】</b> 各 区 28.5円/kg → 32.5円/kg 清掃一組 12.5円/kg → 14.5円/kg
改定後	△24,989	
改定前	△23,041	
増△減	△1,948	
※増△減には、態容補正分18百万円を含む。		<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">             ※粗大ごみ分の手              数料は、変更なし              固定費：9,913千円              比例費：52,436千円           </div>

#### 5 経済労働費

項 目		説 明
<b>【生活経済費／経常】</b> <b>公衆浴場助成事業費</b>  (百万円)		<b>1 概 要</b> 公衆浴場助成事業費について、現行の態容補正を廃止し、公衆浴場設備整備費を単位費用化することで算定を改善する。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 5,205千円（固定費） 7,287千円（比例費）
改定後	302	
改定前	61	
増△減	240	

## 6 土 木 費

項 目		説 明	
<b>【建築公害費／経常】</b> <b>耐震診断支援等事業費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 住宅・建築物の耐震診断助成に係る経費の算定を充実するとともに、耐震改修助成や普及啓発に係る経費を追加算定する。(平成27年度まで)	
改定後	1, 145	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 3, 000千円 (固定費) 改定後 3, 800千円 (固定費) 42, 339千円 (比例費)	
改定前	69		
増△減	1, 076		
<b>【道路橋りょう費／経常】</b> <b>指定道路台帳整備事業費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 建築基準法施行規則に基づく「指定道路図」及び「指定道路調書」を整備するための経費について、新規に算定する。(平成21年度まで) また、区間配分にあたっては、幅員が4.5m未満の道路面積の割合の多少により、当事業費の差を密度補正する。	
改定後	2, 829	<b>2 算定内容</b> <標準区経費> 96, 130千円 (比例費)  <密度補正の算式> 標準区の道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積比率を0.20379 (473,204/2,322,000) とする。(細街路拡幅事業費の密度補正の使用数値)  $1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{0.20379} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区の当事業費}}{\text{標準区道路橋りょう費}}$  算式の符号 A：測定単位の数値 (当該年度の4月1日における道路面積) B：当該年度の4月1日における幅員が4.5m未満の道路面積	
改定前	0		
増△減	2, 829		
<b>種別補正による影響額</b> (百万円)		※ 指定道路台帳整備事業費を新規算定した結果、種別補正係数が変更されたため、道路橋りょう費全体で左記の影響が生じる。	
増△減	△19		

## 6 土木費のつづき

項 目		説 明	
<b>【公園費／経常】</b> <b>公園維持管理費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 公園内の遊具点検委託経費について、公園維持管理費（比例費）に追加し、算定を充実する。	
改定後	11,919	<b>2 算定内容</b> <標準区経費>	
改定前	11,726	改定前	事業費 172,470千円（固定費） 289,699千円（比例費） 特定財源 15,437千円（比例費）
増△減	193		差引一般財源 446,732千円
		改定後	事業費 172,470千円（固定費） 293,479千円（比例費） 特定財源 15,437千円（比例費） 差引一般財源 450,512千円
<b>【都市整備費／投資】</b> <b>緑化推進対策経費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 区管理施設等において、新たな緑を創出するための経費について、平成20年度に限り、臨時的需要として算定する。 また、区間配分にあたっては、人口に対する各区面積の比率の多少により、当事業費（1/2分）の差を密度補正する。	
改定後	5,154	<b>2 算定内容</b> <標準区経費>	
改定前	0		206,300千円（比例費）
増△減	5,154		<密度補正の算式> 標準区の人口に対する面積比率を0.00705(2,469ha/350,000人)とする。
			$1 + \left( \frac{\frac{B}{A}}{0.00705} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区の当事業費の1/2}}{\text{標準区の都市整備費}}$
			算式の符号 A：測定単位の数値（当該年度の4月1日における人口） B：当該区的面積（当該年度の前年度の「全国都道府県市区町村別面積調」国土地理院発行による面積）



## 6 土木費のつづき

項 目		説 明
<b>【道路橋りょう費／投資】</b> <b>道路改良事業</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 保水性舗装として算定している道路改良率について、平成 19 年度に引き続き、平成 20 年度に限り実施率を 1/35 から 1/20 に改める。  <b>2 算定内容</b> <標準区経費> 改定前 事業費 1, 151, 048 千円 特定財源 (特別区債) 76, 900 千円 差引一般財源 1, 074, 148 千円  改定後 事業費 2, 014, 335 千円 特定財源 (特別区債) 76, 900 千円 差引一般財源 1, 937, 435 千円
改定後	64, 867	
改定前	35, 964	
増△減	28, 904	
<b>種別補正による影響額</b> (百万円)		※ 道路改良事業の算定充実を行った結果、種別補正係数が変更されたため、道路橋りょう費全体で左記の影響が生じる。
増△減	△1, 185	

## 7 教育費

項 目		説 明
<b>【その他の教育費／経常】</b> <b>学校施設開放事業費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 学校開放日が増加している実態を踏まえ、指導員謝礼について算定内容を見直す。  <b>2 算定内容</b> 指導員謝礼について、開放日数の算定を充実する。 <標準区経費> 改定前 46, 395 千円 (比例費) 改定後 55, 568 千円 (比例費)
改定後	1, 388	
改定前	1, 159	
増△減	229	
<b>【その他の教育費／経常】</b> <b>放課後子ども教室推進事業費</b> (百万円)		<b>1 概 要</b> 放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後子ども教室事業にかかる経費について、新規算定する。  <b>2 算定内容</b> 放課後子ども教室推進事業費について、新規算定する。 <標準区経費> 事業費 776 千円 (固定費) 58, 548 千円 (比例費) 特定財源 39, 549 千円 差引一般財源 19, 775 千円
改定後	494	
改定前	0	
増△減	494	

## 7 教育費のつづき

項 目		説 明
<b>【小学校費・中学校費／投資】</b> 小中学校校舎の耐震補強工事費（態容補正Ⅲ）の見直し （百万円）		<b>1 概 要</b> 小中学校校舎の態容補正（Ⅲ）で加算している小中学校校舎の耐震補強工事費について、算定内容を見直す。 <b>2 算定内容</b> 耐震補強工事費について校舎の算定を終了し、屋体について、今後の所要額を平成20年度単年度で算定する。 <b>3 20年度フレーム影響額</b> 小学校費 1,711百万円 中学校費 863百万円 合 計 2,574百万円
改定後	4,581	
改定前	2,007	
増△減	2,574	
<b>【小学校費・中学校費／投資】</b> 財政健全化対策 （百万円）		<b>1 概 要</b> 特別区の財政健全化を図るため、平成20年度に限り起債充当を行わないこととし、今後の元利償還金の増大を抑制する。 <b>2 算定内容</b> ・小学校費 起債対象経費×0.75⇒起債対象経費×0 <標準区経費> 改定前（特別区債） 232,800千円 ・中学校費 起債対象経費×0.75⇒起債対象経費×0 <標準区経費> 改定前（特別区債） 133,900千円 <b>3 20年度フレーム影響額</b> 小学校費 3,482百万円 中学校費 1,714百万円 合 計 5,196百万円
改定後	0	
改定前	△5,196	
増△減	5,196	

## 8 その他諸費

項 目		説 明
<b>【財産費／経常】</b> 財政健全化対策 （減債対策経費の算定） （百万円）		<b>1 概 要</b> 減税補てん債等の償還経費が累積している実態を踏まえ、その償還に備えて、減債対策経費を算定し、後年度負担の軽減を図る。 <b>2 算定内容</b> ・平成10年度における特別区民税に係る減税補てん債算定額 （平成21年度当初における未償還元金 27,133百万円） ・平成18年度における市町村民税法人分の恒久的減税による減収見込額に係る区市町村振興基金貸付相当額 （平成21年度当初における未償還元金 15,249百万円）
改定後	42,382	
改定前	0	
増△減	42,382	

## 9 その他

項 目		説 明																																																													
<b>【議会総務費他／投資】</b>		<b>1 概 要</b> 現在 1/50 で算定している公共施設（清掃工場その他施設及び義務教育施設を除く）の改築経費について、平成 20 年度に限り、3/50 相当額を臨時的改築工事費として算定に追加する。																																																													
<b>公共施設臨時的改築工事費</b> （百万円）																																																															
改定後	41,457	<b>2 算定内容（追加分）</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>標準区経費 （千円）</th> <th>需 要 額 （百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会総務費</td> <td>地域交流施設</td> <td>159,600</td> <td>3,858</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">民 生 費</td> <td>心身障害者福祉施設</td> <td>95,760</td> <td>2,383</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉施設</td> <td>273,602</td> <td>7,241</td> </tr> <tr> <td>児童福祉施設</td> <td>539,060</td> <td>13,609</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>908,422</td> <td>23,233</td> </tr> <tr> <td>衛 生 費</td> <td>保健衛生施設</td> <td>35,466</td> <td>852</td> </tr> <tr> <td>清 掃 費</td> <td>清掃事務所及び清掃事業所</td> <td>46,942</td> <td>1,157</td> </tr> <tr> <td>経済労働費</td> <td>消費者及び商工振興施設</td> <td>15,960</td> <td>377</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土 木 費</td> <td>道路公衆便所</td> <td>11,667</td> <td>391</td> </tr> <tr> <td>公園公衆便所</td> <td>27,224</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>38,891</td> <td>1,008</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">教 育 費</td> <td>校外施設</td> <td>95,760</td> <td>1,757</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>120,903</td> <td>928</td> </tr> <tr> <td>生涯学習関連施設</td> <td>319,200</td> <td>8,287</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>535,863</td> <td>10,972</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>1,741,144</td> <td>41,457</td> </tr> </tbody> </table>				標準区経費 （千円）	需 要 額 （百万円）	議会総務費	地域交流施設	159,600	3,858	民 生 費	心身障害者福祉施設	95,760	2,383	高齢者福祉施設	273,602	7,241	児童福祉施設	539,060	13,609	小 計	908,422	23,233	衛 生 費	保健衛生施設	35,466	852	清 掃 費	清掃事務所及び清掃事業所	46,942	1,157	経済労働費	消費者及び商工振興施設	15,960	377	土 木 費	道路公衆便所	11,667	391	公園公衆便所	27,224	617	小 計	38,891	1,008	教 育 費	校外施設	95,760	1,757	幼稚園	120,903	928	生涯学習関連施設	319,200	8,287	小計	535,863	10,972	合 計		1,741,144	41,457
				標準区経費 （千円）	需 要 額 （百万円）																																																										
議会総務費	地域交流施設	159,600	3,858																																																												
民 生 費	心身障害者福祉施設	95,760	2,383																																																												
	高齢者福祉施設	273,602	7,241																																																												
	児童福祉施設	539,060	13,609																																																												
	小 計	908,422	23,233																																																												
衛 生 費	保健衛生施設	35,466	852																																																												
清 掃 費	清掃事務所及び清掃事業所	46,942	1,157																																																												
経済労働費	消費者及び商工振興施設	15,960	377																																																												
土 木 費	道路公衆便所	11,667	391																																																												
	公園公衆便所	27,224	617																																																												
	小 計	38,891	1,008																																																												
教 育 費	校外施設	95,760	1,757																																																												
	幼稚園	120,903	928																																																												
	生涯学習関連施設	319,200	8,287																																																												
	小計	535,863	10,972																																																												
合 計		1,741,144	41,457																																																												
改定前	0																																																														
増△減	41,457																																																														